

学校法人相川学園役員等一覧
理事

5名以上6名以内		
	小関 直樹	校長
理事長	濁澤 次美	
	濁澤 光宏	
	酒井田 努	
	兒島 良孝	
	長坂 博文	
	計	6名

監事

2名		
	山田 知広	
	木内 和彦	

評議員

6名以上7名以内		
(1)	法人職員	1~2名
	藪崎 雄大	
	鈴木 健一	
(2)	卒業生(25歳以上)	2名以内
	小島 登	
	萩原 信介	
(3)	学識経験者	3名以上
	小林 真	
	油井 和行	
	杉山 忍	
評議員計		7名

役員報酬・旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人相川学園の業務の立案、執行に意を用い、法人の経営にかかる静岡高等学校の健全な運営かつ円滑な経営と発展に寄与されている法人役員に対し業務の対価として役員報酬の支給、また国内または国外に出張する場合の旅費の支給を定めることを目的とする。

(報酬の区分)

第2条 報酬は、常勤役員と非常勤役員とに区分される。(出張命令)

第3条 役員が法人の業務に関し出張する場合は、理事長の出張命令によらなければならない旅費、宿泊費、日当については別表1に定める。

(役員報酬の手当)

第4条 1 常勤役員の報酬は月額または年額報酬とする。報酬額は事務局がこれまでの経歴等を勘案して原案を作成し、理事長の決裁を仰ぐ。(別表2)

2 支給方法は職員と同一とする。

3 退職金は支給しない。ただし退職時には慰労金を支給することができる。額は別に理事長が定める。

4 通勤手当は、静岡県教職員給与条例に準じて行なう。

5 非常勤役員の報酬は、法人理事会、役員会、評議員会に出席した場合、交通費を含め、1 月につき、50,000 円を支給する。

6 相川鉄工㈱の役員及び教職員兼務役員については、無報酬とする。

7 非常勤役員が退職した場合、慰労金を支給することができる。額は別に理事長が定める。

附 則

この規程は平成 19 年 5 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は平成 25 年 1 月 15 日から適用する。

(別表 1) 出張費内訳

	交通費	日 当	宿泊費(甲)	宿泊費(乙)	夕食料
法人役員	実 費	5,000 円	13,000 円	12,000 円	2,500 円

(甲)東京都 (乙)その他の地域

(別表2)

平成 25 年 1 月から適用

役職	役員報酬(円)	その他(円)	備 考
理事長	200,000～ 400,000	0	校長職を兼務の場合には校長としての 管理職手当(本俸の 100 分の 14 まで)を含むものとする。 定年(60 歳)後の役員に摘要。
理事	300,000～ 500,000	0	事務長を兼務の場合。 定年(60 歳)後の役員に摘要。